

厚生常任委員会資料

令和 8 年 7 月 2 3 日
福祉保健部

目次

【その他報告事項】

令和 7 年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数について・・・3－6 ページ

その他報告事項

令和7年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数について

こども家庭課

1 児童虐待に関する相談対応件数

H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
1,379	1,953	1,883	1,843	2,019	1,791	1,987	1,716
<121.4%>	<141.6%>	<96.4%>	<97.9%>	<109.5%>	<88.7%>	<110.9%>	<86.4%>

(注) 下段< >内は、対前年度比である。

相談対応件数とは、令和7年度中に児相が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数である。

(参考) 全国の児童虐待に関する相談対応件数

H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509	223,691	未公表
<119.5%>	<121.2%>	<105.8%>	<101.3%>	<103.5%>	<105.0%>	<99.2%>	

(注) 下段< >内は、対前年度比である。

その他報告事項

2 虐待の経路別相談件数

総数	家 族							親戚	近隣 知人	児童 本人
	虐待者本人			虐待者以外			計			
	父親	母親	その他	父親	母親	その他				
1,716	7	27	2	7	11	6	60	27	193	20
(100.0%)	(0.4%)	(1.6%)	(0.1%)	(0.4%)	(0.6%)	(0.3%)	(3.5%)	(1.6%)	(11.2%)	(1.2%)

警察等	都道府県		市町村		医療 機関 等	児童福祉施設等		学校等		その他
	児童 相談所	その他	こども家庭 センター等	その他		保育所	その他	学校	その他	
885	70	0	193	8	17	6	8	167	0	62
(51.6%)	(4.1%)	(0.0%)	(11.2%)	(0.5%)	(1.0%)	(0.3%)	(0.5%)	(9.7%)	(0.0%)	(3.6%)

(注) 下段 () 内は、構成比である。3 以下についても同様。

構成比の合計は、四捨五入の関係で100.0%にならない。

都道府県の「児童相談所」は、他の児童相談所から移管を受けたケースなど。

都道府県の「その他」は、福祉事務所など。

市町村の「その他」は、こども家庭センター等の児童福祉・母子保健部門以外の部署。

学校等の「その他」は、幼稚園、教育委員会など。

その他報告事項

3 虐待の相談種別件数

	総 数	身体的虐待	性的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	心理的虐待
R 7 年度	1,716	425	16	240	1,035
	(100.0%)	(24.8%)	(0.9%)	(14.0%)	(60.3%)
(参考) R 6 年度	1,987	521	23	351	1,092
	(100.0%)	(26.2%)	(1.2%)	(17.7%)	(55.0%)

(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で100.0%にならない。

- 身体的虐待：殴る、蹴る、タバコの火を押しつけるなど
- 性的虐待：こどもへの性的行為、性器や性交をみせるなど
- 保護の怠慢ないし拒否：食事の世話をしない、入浴させない、家に閉じこめるなど
- 心理的虐待：言葉によるおどし、兄弟との差別的取扱い、極端な無視、児童の目前でのDVなど

4 主な虐待者別件数

総 数	父		母		その他
	実 父	実父以外	実 母	実母以外	
1,716	704	105	829	9	69
(100.0%)	(41.0%)	(6.1%)	(48.3%)	(0.5%)	(4.0%)

(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で100.0%にならない。

「その他」は、祖父母、兄弟姉妹、おじおばなど

その他報告事項

5 被虐待児童の年齢構成別件数

総 数	0～3歳未満	3歳～6歳	7歳～12歳	13歳～15歳	16歳～18歳
1,716	290	389	658	262	117
(100.0%)	(16.9%)	(22.7%)	(38.3%)	(15.3%)	(6.8%)

6 相談対応件数の現状分析

令和 6 年度の相談対応件数と比較すると、令和 7 年度はやや減少したものの、令和 4 年度の 2, 0 1 9 件をピークに、依然として高止まり傾向が続いている。

令和 7 年度がやや減少した理由の一つとして、全市町村にある要保護児童対策地域協議会を中心として、より住民の生活に近い基礎自治体での児童虐待予防の取組が促進されていることが考えられる。

一方で、児童虐待死亡事件の全国的な報道等による関心の高まりや、児童相談所への無料直通ダイヤル「1 8 9」（いちはやく）など、相談窓口・方法の周知が進んだこと、警察や学校などの関係機関等による通告の徹底が図られたこともあり、高止まり傾向は続いている。

7 今後の対応

多様化・複雑化する児童虐待や相談内容に適切に対応するため、引き続き児童相談所の体制強化を進める。

併せて、現在 2 2 市町村が設置している「こども家庭センター」（全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う）について、全市町村への設置を促すことにより、県全体の児童虐待防止体制のさらなる強化を図る。